議第６３号　呉市手話言語条例の制定について

１　制定の趣旨

ろう者が長年にわたり手話の使用の制限を受けてきた歴史を踏まえ，手話が言語であることの認識，ろう者に対する理解及び手話の普及を促進し，全ての市民が聴覚の有無により分け隔てられることなく，誰もが社会に参加し，互いに支え合うことができる共生社会を実現するため，条例を制定するものです。

２　条例の内容

(1) 前文

条例制定の背景や目的などに関する基本的な事項を規定します。

(2) 目的（第１条）

条例の内容を理解・推測をすることができるよう，条例の立法目的を規定します。

(3) 定義（第２条）

条例上での用語を定義します。

(4) 基本理念（第３条）

条例の目的を実現するための基本的な理念・考え方について規定します。手話に対する理解及び手話の普及並びに手話を使いやすい環境の整備（以下この項において「環境の整備等」といいます。）は，次に掲げる事項を基本として行わなければならないこととします。

ア　手話が言語であるとの認識に基づき，ろう者が市民等と手話により相互に意思を伝える権利を有し，その権利が尊重されること。

イ　ろう者が，自立した日常生活を営み，主体的に社会参加できること。

(5) 市，市民等及び事業者の責務等（第４条～第６条）

基本理念にのっとり，環境の整備等に当たってそれぞれが果たすべき責務や役割を規定します。

(6) 施策の推進（第７条）

環境の整備等に関し，基本理念に基づき市が推進する施策について規定します。

また，必要に応じて施策の見直しをすることを規定します。

市が推進する施策は，次のとおりとします。

ア　手話に対する理解及び手話の普及を促進するための施策

イ　手話を使いやすい環境づくりに関する施策

ウ　聴覚障害児の手話の獲得に関する施策

エ　上記アからウまでに掲げるもののほか，この条例の目的を達成するために市長が必要と認める施策

(7) 意見の聴取（第８条）

環境の整備等を推進するための施策を効果的に進めていくために，ろう者や障害者団体などの関係者から広く意見を聴取するための機会を設け，市は，そ

の意見を施策に反映するよう努めることを規定しています。

(8) 委任（第９条）

条例の施行に関し必要な事項は，市長が別に定めることを規定しています。

３　市民及び当事者・関係団体へのアンケート調査及び意見交換会の実施

(1) 市民アンケート調査状況

配布数	有効回収数	有効回収率
２００件	７８件	３９．０％

(2) 意見交換会及びアンケート調査の実施状況

実　施　日	団　体　名　称　等	参加人数（名）
令和３年１０月　５日	当事者，当事者家族，関係団体，学生，市民	１６
令和３年１１月２４日	呉ろうあ協会	１４
令和３年１１月２４日	呉市視覚障害者協会	６
令和３年１１月２７日	呉手話サークル「しお」	１１
令和３年１１月２８日	呉点字サークル「あい」	１３
令和３年１２月　５日	呉市手をつなぐ育成会	１５
令和３年１２月　７日	地域活動支援センターふたば	１０
令和３年１２月１０日	呉市登録通訳者会議　※	１１
令和３年１２月１１日	ＮＰＯ法人広島県難聴者・中途失聴者支援協会呉支部 呉市要約筆記サークル「灯だい」	７

※アンケート調査のみ実施

４　呉市保健福祉審議会障害者福祉専門分科会（以下「障害者専門分科会」）の開催

開　催　日		議　事　内　容
第１回	令和３年１１月１１日	(1) 障害者施策の推進に関する取組について (2) 「手話言語」及び「情報コミュニケーション」に関する条例制定の方針について
第２回	令和３年１２月２３日	(1) 「手話言語」及び「情報コミュニケーション」に関する条例制定について (2) 市の検討（案）について (3) 今後のスケジュールについて
第３回	令和４年　４月１４日	(1) 「呉市情報コミュニケーション条例」（素案）及び「呉市手話言語条例」（素案）に対する意見について (2) 「呉市情報コミュニケーション条例」（案）

		及び「呉市手話言語条例」（案）の制定について (3) 今後の施策について

５　条例案に対する意見

(1) 市民意見募集による意見

この条例案の策定に当たり，令和４年２月２１日（月）から令和４年３月２２日（火）までの３０日間，この条例（素案）に関する意見募集を行ったところ，次のとおり５件（５名）の意見が提出されました。提出された意見に対する市の考え方は次のとおりで，これによるこの条例案の修正はありません。

提出された意見の要旨	市の考え方
第７条（施策の推進）	
ア　条例制定後の取組が大切だと考えます。条例制定に至った背景を明確にし,ろう者に対する取組について,近隣市町の取組も参考に，市独自の取組に期待しています。施策展開に当たっては，周知を速やかに行い，出前トーク等のツールを活用し推進していただきたい。 また,ろう者と聴者の関係を深め,共生社会実現に向け，次の施策を実行していただきたい。 (ｱ) 防災活動を，難聴者（ろう者），聴者に平等に実施すること。 (ｲ) 聴覚障害者支援学校に対する手話言語条例制定の説明と，今後の行政サービスの取組を説明すること。 (ｳ) 聴者の取組，参加，共生への誘導を行うこと。 (ｴ) 地域社会への条例浸透と系統的な活動を支援すること。 (ｵ) ろう者の高齢化に伴う，孤立化の防止，地域での見守り強化活動を支援すること。	この条例の第７条第１項各号で，手話に対する理解及び手話の普及並びに手話を使いやすい環境を整備していくための施策を推進するものとしています。 具体的な取組については，頂いた御意見や近隣市町の取組を参考にするとともに，当事者や通訳者等その他の関係者の御意見も聞きながら，必要な取組を進めていきたいと考えています。
イ　手話言語条例と情報コミュニケーション条例を別々に作る案に賛成します。 教育現場でも，普通学級にいる聞	この条例の第７条第１項第３号で，「聴覚障害児の手話の獲得に関する施策」を推進するものとしています。 学校等の教育現場において，子ども

こえない子どもは，音声言語環境の中で育っており，手話活用が皆無であるなど，様々な課題を抱えています。これらの課題の解決に向けて，具体的な取組が進められることを願います。	たちが手話に接することで，教育段階で手話を獲得し，周囲にも手話の理解促進を図ることができるものと考えており，幼児期から手話の教育を受けることができる環境を整備するなど必要な措置を講じるよう努めていきます。
その他の意見	
ウ　もっと手話で会話ができる場所が増えたら嬉しいです。また，手話通訳者がいることで安心できるので，いつでも利用できたら良いと思います。	この条例は，手話が言語であることの認識，ろう者に対する理解及び手話の普及を促進していくことを目的としており，頂いた御意見は，今後の施策の推進に当たり，参考とさせていただきます。
エ　ろう者にとって，手話は必要不可欠です。手話を言語とみなし，広く推し進めていくことが大切だと思います。	
オ　手話が言語であると知っている人はまだ少数だと思います。条例制定を機に，広く市民の方に手話は言語であることや，ろう者のことを知っていただきたいと思います。 　また,条例制定がゴールではなく,真の共生社会となるように，私たち団体も活動を続けてまいります。	

(2) 障害者専門分科会からの意見

　市民意見募集による意見を踏まえた条例案に対する，障害者専門分科会からの意見はありませんでした。

６　その他の主な変更点

　この条例の基本理念にのっとり，手話に対する理解及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備に当たってろう者が果たすべき役割は，この条例の第５条に規定する市民等の役割に含まれると考えているため，この条例の第１条を次のように修正しています。

修正前	修正後
（目的） 第１条　この条例は，手話が言語であるとの認識に基づき，手話に対する理解及び普及並びに手話を使いやすい環境の整備に関し，基本理念を定	（目的） 第１条　この条例は，手話が言語であるとの認識に基づき，手話に対する理解及び手話の普及並びに手話を使いやすい環境の整備に関し，基本理

め，市の責務並びに市民等，ろう者及び事業者の役割を明らかにするとともに，基本理念に基づく施策の基本的事項を定めることにより，その施策を総合的かつ計画的に推進し，もって全ての市民が聴覚の有無により分け隔てられることなく，誰もが社会に参加し，互いに支え合うことができる共生社会を実現することを目的とする。	念を定め，市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに，基本理念に基づく施策の基本的事項を定めることにより，その施策を総合的かつ計画的に推進し，もって全ての市民が聴覚の有無により分け隔てられることなく，誰もが社会に参加し，互いに支え合うことができる共生社会を実現することを目的とする。

7　施行期日

公布の日